

## 幕別町総合教育会議の運営に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、幕別町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

**第2条** 会議は、町長並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

(会議の招集)

**第3条** 町長は、会議の招集に当たって、緊急止むを得ない場合を除き、会議を開催する日の3日前までに、会議の日時、場所、協議及び調整を行う事項（以下「協議事項等」という。）を教育委員会に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知後速やかに、会議の日時、場所及び協議事項等を幕別町のホームページに掲載し公表するものとする。

3 町長は、教育委員会から法第1条の4第4項の規定による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

(議長)

**第4条** 会議の議長は、町長とする。

(会議の非公開)

**第5条** 会議は、次の各号に掲げる事情を考慮し、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(会議の傍聴)

**第6条** 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴人の制限)

**第7条** 町長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

**第8条** 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不適當であると認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

**第9条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (3) 私語、談話等をしないこと。
  - (4) 帽子又は外とうの類を着用しないこと。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) 携帯電話等の音の発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に町長が許可した場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

**第10条** 町長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

**第11条** 傍聴人は、第5条の規定により会議を非公開とすることに決定したときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

**第12条** 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、幕別町のホームページで公表するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議が開催された日時及び場所
- (2) 法第1条の4第2項各号に掲げる構成員の出席の状況
- (3) 法第1条の4第5項の規定により出席した関係者又は学識経験を有する者の職及び氏名
- (4) 会議において協議又は調整を行った事項
- (5) 発言者及び発言内容

(事務局)

**第13条** 会議の事務局は、政策推進課に置く。

2 教育委員会事務局は、必要に応じて会議の運営に関し補助するものとする。  
(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。